

## 利根町パブリックコメント実施結果表

1. パブリックコメント実施の概要			
政策等の名称	利根町都市計画マスタープラン（案）		
意見等募集期間	平成 31 年 2 月 1 日(金)から平成 31 年 3 月 4 日(月)まで		
意見等提出者数 及び整理番号	2 名 (NO.1-1 ～NO.2-10 )		
意見等提出件数	3 1 件		
2. 意見等の概要と実施機関の考え方			
NO.	ページ・該当箇所	提出された意見等の概要	意見等に対する町の考え方
1-1	P8 2. 地勢 4 行目	「川沿いには」の前に「利根」を入れた方がいいと思う。 3 河川ともに桜並木が整備されているわけではないと思う。	ご意見を踏まえ、「利根川と新利根川沿いには～」に文章を変更します。
1-2	P19 (3)工業 9 行目	「付加価値額」という専門用語の意味がわからない。注釈をつけたらどうか。	ご意見を踏まえ、「企業活動で生み出した新しい価値を示す指標である付加価値額は～」に文章を変更します。
1-3	P27 (4)法適用 2～3 行目	長い名称の、法律の正式名称には、「」をつけたほうが誤読を避けられると思う。 「農業振興地域の整備に関する法律」「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」	法律名は多くの箇所に明記されていることから、すべてに「」を付けるとかえって煩雑になるため、原案どおりとします。
1-4	P33 (7)農業地域 7～8 行目	「本町の農家戸数は、502 戸で」→「本町の農家戸数は 502 戸で、」 「は 2.63ha で、」 → 「は 2.63ha であり、」 「,」をどこに打つかで読み	ご意見のとおり文章を変更します。 この他、全編で文章を精査していきます。

		やすい文章になる，ならないということがあると思う。このプランは，広く町民に読まれることを前提にしているのではないか。	
1-5	P41 イバス路線 1～2行目	「路線はあるものの，」→「路線があるほか，」 こうしたほうが日本語としてしっくりくるように思う。	ご意見のとおり文章を変更します。
1-6	P50 表 2-18 と 表 2-19	どちらの表にも「日本ウェルネススポーツ大学第2キャンパス（旧布川小学校）」が出てくるが，所在地が表 2-18 では「布川 1649」で，表 2-19 では「布川 1709」になっている。特別な意味があるのか。	同じ敷地でも，施設によって地番が異なっているため，原案どおりとします。 なお，表 2-18 指定避難所は校舎の地番，表 2-19 指定緊急避難場所はグラウンドの地番です。
1-7	P51 (1)調査の実施概要 イ)調査の実施概要	「町民アンケート」「住民ワークショップ」「中学生ワークショップ」とも，あくまで「第5次総合振興計画策定のための」ものであって，都市計画マスタープラン策定のためのものではない。精度，信頼性はどうか。	掲載の調査結果は本プランにも関連する内容であり，調査の目的に関わらず，貴重な町民意向として本プラン策定の参考としています。
1-8	P53 町民アンケート ◎利根町に住みたいと思う理由	利根町に住みたいと思う人に関して，「自然環境が良い」と答えた人が 61.1%というのは高い数字だと思う。でも，住みたいと答えた人の数は「n=332」で，全体の「n=684」の半数にも満たない。住みたいと思わない人の方が多い。その辺のことも考えて，ポートフォリオ分析（重要度・満足度分析）を行ってみてはどうか。	貴重な町民意向として本プラン策定の参考としています。 また，ご指摘を踏まえ，町民意向を適宜把握しながら，プランの推進にあたります。

1-9	P57～58 表 2-20	この表が何をもとにしてつくられたものなのか、出所を明らかにしておくべき。せっかくつくった表なのに、出所を明記しないばかりに、その価値がそこなわれてしまうこともある。 表の題名には「現状」とあるが、表の中では「現況」となっている。統一したほうがいいのではないか。	表は、特定の出典からではなく、前述までの各種データと、そこから導き出された課題をまとめたものですので、原案どおりとします。 表の題名は、ご意見を踏まえ、「現況」に変更します。
1-10	P71 (3) 基本的な方向性 ア 都市的土地利用 (ア) 市街化区域エリア 《主な取り組み》の二つ目の◆	「市街地への居住の誘導」とあるが、具体的には、どのようなことをイメージすればいいのか。市街化調整区域に住む人を市街化区域に誘導するということか。	町外に流出する人がいるなかで、町内への定住を促進するよう、空家等の活用を含め、住みやすい住環境を形成する方向性を示しています。市街化調整区域から市街化区域に誘導するという意味ではありませんので、原案どおりとします。
1-11	P73 (ウ) 歴史環境共生エリア 《取り組みの方向性》 ■のあと 「歴史と文化の積み重ね…」	わかりにくい文です。次のように書き換えてはどうか。 「歴史と文化の積み重ねによって形成されている、緑や祭り等の伝統的な活動が生活と調和した地区環境を、保全・発掘していきます。」	ご意見を踏まえ、「歴史と文化の積み重ねによって形成されている緑や祭り等の伝統的な活動の保全・発掘を行うとともに、生活と調和した地区環境の形成を図ります。」に文章を変更します。
1-12	P81 基本方針 6 及び 図 3-5	「基本方針 6」は、図 3-5 のどこにあたるのか。 また、「基本方針 6」にある「公共還元型の収益施設の設置	図は都市づくりの拠点構造の概念図であり、拠点ではない基本方針 6 は図に示しません。

		管理制度」とはどのようなことか。制度としてあるのであれば具体的に。	また、ご意見を踏まえ、「公共還元型の収益施設の設置管理制度」の説明を追加します。
1-13	<p><b>P82</b></p> <p>◆「小さな拠点」づくりによる安心な暮らしの確保 以下の3行</p>	<p>「小さな拠点」についての説明かと思ったら、「拠点づくりを進めていきます。」と結ばれている。「小さな拠点」の説明と、それをつなぎあわせて「地区の生活や経済活動を支える拠点づくり」というふたつの要素をうまくくっつけられなかった結果、変な文になってしまったと思う。</p> <p>2行目の「場等をいい、それらをつないで地区の生活や経済活動を支える…」としては。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「基礎的な生活圏のなかで分散している様々な生活サービスや地区活動の場等の「小さな拠点」をつなぎ、～」に文章を変更します。</p>
1-14	<p><b>P85</b></p> <p>(3)基本的な方向性 《主な取り組み》 ◆地区の身近な公園づくり</p>	<p>都市公園にもさまざまなものがあると思うが、「街区公園」とはどのような公園か。</p> <p>P86には「住区基幹公園」というのも出てくる。法律上の定義などがあれば、注釈をつけてはどうか。</p>	<p>P42の都市施設の項目で、「街区公園」「住区基幹公園」をはじめとする都市公園種別の一覧表を掲載していますので、原案どおりとします。</p>
1-15	<p><b>P86</b></p> <p>◆屋敷林等や地域制緑地の管理制度づくり</p>	<p>「地域制緑地」とあるが、どういうことをイメージしたらいいか。</p> <p>また、「緑地管理協定制度」とはどのようなものか。</p>	<p>「地域制緑地」は、緑地の所有権はそのままに土地利用の規制により保全を図る制度で、屋敷林や里山等も対象に含むことができます。</p> <p>ご意見を踏まえ、表題を「屋敷林等の地域制緑地の管理制度づくり」に変更します。</p> <p>また、ご意見を踏まえ、「緑地管理協定制度」の説明を追加します。</p>

1-16	P89 り下水道 《取り組みの方向性》 ■の下の行	「家庭の水洗化」とあるが、「トイレの水洗化」の意味か。	この内容は「トイレの水洗化」だけではありませんが、ご意見を踏まえ、「～、家庭の生活排水処理対策を進めます。」に文章を変更します。
1-17	P110 り道路・交通施設の整備方針 (ウ)高齢者等の歩行者の安全確保	2行目に「また、歩道等のバリアフリー化を図ります。」とあるが、どのようなバリアフリー化が考えられるか書いてはどうか。	プランでは整備手法を限定せず、事業の推進にあたり、町民意向を踏まえながら、適切な整備手法を検討・採用しますので、原案どおりとします。
1-18	P112 り拠点整備の方針 (ウ)コミュニティの形成 2行目	「コミュニティ活力を下支えする拠点づくりに取り組んでいきます。」とあるが、P113の図の中にあるのか。	「コミュニティ活力を下支えする拠点」は、大小の様々な活動であり、場所を特定するものではありません。そのため、図中には示さず、原案どおりとします。
1-19	P112 り農業振興の方針 (ア)新たな農業への展開の検討 2～3行目	「利根町の基幹産業は農業」と、ずっといわれている。基幹産業は、本当は何もないと悪口をいわれることもある。そうした中で、新たな試みをしていく必要があると思う。「市民農園」とは具体的にどのようなものをイメージしたらいいのか。また、どのような事業展開をしていったらいいのか。	プランではイメージや整備手法を限定せず、事業の推進にあたり、町民意向を踏まえながら、適切な整備手法を検討・採用しますので、原案どおりとします。 ご意見は事業の検討にあたり、参考とさせていただきます。
1-20	P117 り農業振興の方針 (イ)遊休地の有効活	県北では、遊休地を活用して「枝物」(花木)の栽培をして成功しているところもあると聞く。利根町でも「市民農園」や体験農業の農地とし	プランでは整備手法を限定せず、事業の推進にあたり、町民意向を踏まえながら、適切な整備手法を検討・採用しますので、原案どおりとしま

	用	て遊休地を活用できたらと思う。体験農業としては、どのような形態が考えられるか。週末だけ利根町に宿泊して農業をするという形態も考えられると思う。農業を通じた新たな交流にならないか。	す。 ご意見は事業の検討にあたり、参考とさせていただきます。
1-21	P119 (2)都市整備の方針 (ウ)農業振興と調和した住区の維持	2行目に「農業公園」とあるが、利根町では、どのような農業公園が考えられるか。	事業の推進にあたり、町民意向を踏まえながら、適切な整備手法を検討・採用しますが、ご意見を踏まえ、農業公園の説明として「～、気軽に農業や自然に親しむことのできる農業公園等～」に文章を変更します。
2-1	P6 4 計画の構成	◆計画の構成◆ から第1部序論を外す→序論 第2部利根町の現況 →第1部 第3部全体構想 →第2部 第4部地域別構想 →第3部 第5部計画の実現に向けて→第4部 前項で記述してきた内容なので非常にわかりにくくなってしまう。	第●部の付け方は総合振興計画に準じていますので、原案どおりとします。
2-2	P56 7 都市づくりの課題 (2)地区の活力を増進する都市づくり	P56の2行目の市民農園の具体的なイメージがわからないので、注釈をつけたほうが良いのでは。 P107,112,117,122 に記載の地区別「市民農園」の内容がわかりやすくなる。	プランでは整備手法を限定せず、事業の推進にあたり、町民意向を踏まえながら、適切な整備手法を検討・採用しますので、原案どおりとします。 ご意見は事業の検討にあたり、参考とさせていただきます。

2-3	P58 視点 広域連携 の現況	<p>●の6番目</p> <p>●農林業近代化施設（旧きのか栽培施設）が未利用となっている。とあるが、その対策は P104～の「地区別方針」のどこに記述されているか。</p> <p>過疎地域自立促進計画には、P20, 2 交通通信系の整備、情報化及び地域間交流の促進</p> <p>(10)地域間交流の事業として、農林業近代化施設（きのか工場）改修工事とあるが。</p>	<p>プランでは対策や整備手法を限定せず、今後の農業振興施策のなかで具体的な対策を検討していきますので、原案どおりとします。</p>
2-4	P59 第3章計画フレーム 2 人口フレーム 3 世帯フレーム	<p>2 人口フレーム</p> <p>3 世帯フレームの推計だけでなく、町としての目標値を入れるべきでは。</p> <p>都市計画の基本要素の一つであるため。</p>	<p>人口フレームは総合振興計画との整合を図っています。世帯フレームは、今後の社会情勢等を勘案しなければならないため、目標ではなく、将来フレームとして位置づけています。</p>
2-5	P68 第2章分野別方針 1 土地利用の方針	<p>(1)基本的な考え方の6行目に「コンパクトシティの形成に向け」とあるが、国交省の「国土のグランドデザイン2050」にある「コンパクトシティ」に相当する記述はどこにありますか。</p> <p>また、とね魅力アップビジョン（振興計画）P30の注釈：コンパクトシティで書かれているような計画にならないように思われる。</p>	<p>コンパクトシティは都市づくりの方向性を示すものです。今後の土地利用にあたり、国交省の「国土のグランドデザイン2050」にある国土利用の「コンパクト＋ネットワーク」の考えを踏まえ、町民意向を踏まえながら、適切な手法を検討・採用しますので、原案どおりとします。</p>
2-6	P88 4 都市環境 (3)基本的な方向性	<p>イ景観 《主な取り組み》</p> <p>◆良好な住宅地景観の4行目「また、地区における建築形態や色彩等に関する自主的なルールづくりを官民業協</p>	<p>この取組は景観の方向性を示したものであり、今後の事業の推進にあたり、町民意向を踏まえながら、適切な手法を検討・採用しますので、原</p>

	イ景観	働により推進します。」とあるが、地区別の景観には、記述がない。P56～の都市づくりの課題にもあがっていない。地区や自治会等の合意はとれているのか。	案どおりとします。
2-7	P93 5 都市防災の方針 (3) 基本的な方向性 イ強靱な都市基盤・市街地の整備	P93の◆印2番目と3番目を含めた防災公園のモデル公園を作ることを提案します。町内・外に非常にわかりやすい取り組みとして、アピールできるのでは。	プランでは整備手法を限定せず、事業の推進にあたり、町民意向を踏まえながら、適切な整備手法を検討・採用しますので、原案どおりとします。 ご意見は事業の検討にあたり、参考とさせていただきます。
2-8	P94 5 都市防災の方針 (3) 基本的な方向性 ウ地区の防災力・防犯環境の向上	◆空き家対策の推進の2行目「コミュニティ防災拠点等への利用」は「自主防災組織との連携を図る」という意味でしょうか。 タイトル、ウで「地区の防災力・防犯環境の向上」であるから。	空家等の活用は、都市計画による地域地区制度の下で制限がかかっている地区に留意していかねかねばなりません。市街化調整区域において、空き家の有効活用を図る手段として、地域の公益に資する活用が認められている等から地区の防災力・防犯環境の向上に役立てる取組を示したものであり、原案どおりとします。
2-9	P113 図4-13 布川地区 将来都市 構造図	図4-13中「スポーツレ、クリエーション交流拠点形成」は「スポーツ、レクリエーション」では。	ご意見のとおりに変更します。



2-10	<p>P120 4 東文間 地区の将 来像と都 市整備方 針 ウ都市環境</p>	<p>ウ都市環境（公園・緑地・河 川）の整備方針(イ)景観の■3 番目 ■親水性や生態系を考慮し た魅力的な景観の形成の文 章中に「船着き場の整備等 により」とあるが、P123 の 図4-15 の中でどこの場所か。</p>	<p>新利根川の遊覧等の可能性 を含めて記載しているもの であり、具体的な場所を特定 するものではないため、図に は示していません。</p>
------	--	---	--